

食品安全委員会の運営について（平成26年1月～3月）

1. 食品安全委員会の開催

1月：第499回～第501回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

農薬（27品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・メトコナゾール ・ニテンピラム (一括削除) ・1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン ・アザコナゾール ・アニラジン ・アラマイト ・クロゾリネート ・クロルブファム ・クロルベンシド ・クロロクスロン ・ジオキサチオン ・ジノテルブ ・ジフェナミド ・ジメチリモール ・スルプロホス ・ダイアレート ・ナプタラム ・ニトロタールイソプロピル ・バーバン ・ピラゾホス ・ブロモホス ・ブロモホスエチル ・ホラムスルフロン ・ホルモチオン ・メカルバム ・メタクリホス ・モノリニューロン
農薬及び動物用医薬品 (2品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ルフェヌロン (一括削除) ・フェンクロルホス
動物用医薬品（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・モキシデクチン ・フルメトリン (一括削除) ・2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール ・ビチオノール ・ミロキサシン
遺伝子組換え食品等 (1案件、1品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）等の改正 ・ATC1562株を利用して生産された25-ヒドロキシコレカルシフェロール
特定保健用食品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート
飼料添加物（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・25-ヒドロキシコレカルシフェロール
対象外物質（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・25-ヒドロキシコレカルシフェロール

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

<p>添加物 (2 品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビオチン <u>添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。</u> ・ <i>Aspergillus niger</i> ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ <u>添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。</u>
<p>農薬 (38 品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クロチアニジン <u>ADIを0.097 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ ハロスルフロンメチル <u>ADIを0.1 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ プロパモカルブ <u>ADIを0.29 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ メタラキシル及びメフェノキサム <u>ADIを0.022 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ イマザピック <u>ADIを0.27 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ アミノエトキシビニルグリシン <u>ADIを0.0002 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ エトベンザニド <u>ADIを0.044 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ エポキシコナゾール <u>ADIを0.0069 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ トリシクラゾール <u>ADIを0.05 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ ピフルブミド <u>ADIを0.0073 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ プロシミドン <u>ADIを0.035 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ プロピザミド <u>ADIを0.019 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ シアゾファミド <u>ADIを0.17 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ 1,1-ジクロロ-2,2-ビス (4-エチルフェニル) エタン ・ アザコナゾール ・ アラマイト ・ クロルブファム ・ クロロクスロン ・ ジノテルブ ・ ジメチリモール ・ ダイアレート ・ ニトロタールイソプロピル ・ ピラゾホス ・ ブロモホスエチル ・ アニラジン ・ クロゾリネート ・ クロルベンシド ・ ジオキサチオン ・ ジフェナミド ・ スルプロホス ・ ナプタラム ・ バーバン ・ ブロモホス ・ ホラムスルフロン

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホルモチオン ・メタクリホス ・メカルバム ・モノリニューロン <p><u>本品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないこと又は本品目が国内において農作物及び動物に使用されておらず、かつ本品目を使用された農作物及び動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p>
<p>農薬及び動物用医薬品 (3品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テフルベンズロン <u>ADIを0.01 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・フィプロニル <u>ADIを0.00019 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・フェンクロルホス <u>本品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないこと又は本品目が国内において農作物及び動物に使用されておらず、かつ本品目を使用された農作物及び動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>
<p>動物用医薬品 (5品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルフロキサシン <u>ADIを0.014 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)の再審査 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u> ・2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール ・ビチオノール ・ミロキサシン <u>本品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないこと又は本品目が国内において農作物及び動物に使用されておらず、かつ本品目を使用された農作物及び動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>
<p>かび毒・自然毒等 (1品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オクラトキシンA <u>非発がん毒性に関するTDIを16 ng/kg 体重/日と設定。</u> <u>発がん性に関するTDIを15 ng/kg 体重/日と設定。</u>

<p>遺伝子組換え食品等 (2 案件、2 品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）等の改正 <u>示された判断基準に基づき、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、リスク管理機関において適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u> ・<i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断。</u> ・除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種 <u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断。</u> ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）等の改正 <u>リスク管理機関において、食品等の告示改正の際に厚生労働省から示された判断基準と同等の判断基準を作成し、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>
<p>薬剤耐性菌（1品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アピラマイシン <u>家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。</u>

(3) その他

- ・第500回委員会会合を開催（冒頭、熊谷委員長から挨拶）
- ・「動物用生物学的製剤の再審査に係る評価要請の取扱いについて」を決定
- ・食品安全関係情報（11月30日～12月13日収集分・12月14日～1月9日収集分）
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成25年12月分）
- ・冷凍食品への農薬の混入事案への対応について報告

2月：第502回～第504回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

添加物（1品目）	・2,3-ジエチルピラジン
農薬（10品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・スピロメシフェン ・セダキサシ ・テブフロキン ・トルプロカルブ ・フルフェノクスロン ・ペンチオピラド ・マンデストロビン ・ミルベメクチン ・レピメクチン ・オキスポコナゾールフマル酸塩
動物用医薬品（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（プリッド テイゾー）の再審査 ・鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン（パラコックスー5）の再審査
プリオン（1案件）	・牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直し
遺伝子組換え食品等（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・<i>Bacillus subtilis</i> BPN01株を利用して生産されたプロテアーゼ ・pSSA株を利用して生産されたペプチダーゼ ・pXP0株を利用して生産されたペプチダーゼ ・アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SPS-00E12-8） ・低リグニンアルファルファKK179系統

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

動物用医薬品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン（パラコックスー5）の再審査 <p><u>「動物用生物学的製剤の再審査に係る評価要請の取扱いについて」の1に当たるものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p>
プリオン（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直し <p><u>今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とした評価結果が変わるものではないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p>

(3) その他

- ・松山内閣府事務次官による挨拶
- ・「麻痺性貝毒」についてファクトシート作成を決定
- ・平成26年度緊急時対応訓練計画を決定
- ・BSE対策に関する調査結果等について、厚生労働省及び農林水産省から報告
- ・企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について報告
- ・食品安全関係情報（1月10日～1月24日収集分・1月25日～2月6日収集分）
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年1月分）

3月：第505回～第509回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

農薬（7品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・クレソキシムメチル ・ピリフルキナゾン ・メタフルミゾン ・MCPA ・クロラントラニリプロール ・フェンメディファム ・MCPB
動物用医薬品（7品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・酢酸トレンボロン ・プレドニゾロン ・ロベニジン ・クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の経口投与剤（プロナミド散1%） ・ゼラノール ・マデュラマイシン ・モサプリド
微生物・ウイルス（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正 [1] 生乳等の比重及び酸度並びに殺菌山羊乳の乳脂肪分等 [2] 発酵乳の成分規格等
遺伝子組換え食品等（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統 ・除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズFG72系統 ・チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

農薬（7品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・イマザピル <u>ADIを2.8 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ホサロン <u>ADIを0.002 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ベンチアバリカルブイソプロピル <u>ADIを0.069 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・メトコナゾール <u>ADIを0.02 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・エチプロール <u>ADIを0.005 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・カスガマイシン <u>ADIを0.094 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・ピリミカーブ <u>ADIを0.018 mg/kg 体重/日と設定。</u>
動物用医薬品（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・クロラムフェニコール <u>遺伝毒性を有しているものと考えられること、発がん性を有する可能性が否定できないこと及びヒトでは用量相関性のない再生不良性貧血に関連していると考えられることから、一日摂取許容量を設定することは適当でない。</u> ・モキシデクチン

	<p><u>ADIを0.003 mg/kg 体重/日と設定。</u></p> <p>・<u>プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（プリッド テイゾー）の再審査本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u></p>
<p>微生物・ウイルス (2 案件)</p>	<p>・<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正</u></p> <p>[1] <u>生乳等の比重及び酸度並びに殺菌山羊乳の乳脂肪分等衛生面に直接影響する成分規格を変更するものではなく、これにより、乳の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p> <p>[2] <u>発酵乳の成分規格等</u> <u>発酵乳の成分規格として殺菌した発酵乳を加えること、発酵乳の加熱殺菌温度を上げること、及び発行に使用する菌の増殖至適温度に応じた試験報を追加することであり、これにより発酵乳の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p> <p>(※) リスク管理機関に対し、本件については、発酵乳の製造に用いられる乳酸菌又は酵母自体についての評価ではないことを念のため付言して通知することとなった。</p>
<p>遺伝子組換え食品等 (1 品目)</p>	<p>・<u>チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した2品種は除く。）</u></p> <p><u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断。</u></p>

(3) その他

- ・平成26年度食品安全委員会運営計画を決定
- ・平成26年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題を決定
- ・平成26年度食品安全確保総合調査対象課題を決定
- ・「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」を改正
- ・「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」を改正
- ・「食品健康影響評価に用いる平均体重の変更について」を決定
- ・「ラップフィルムから溶出する物質」のファクトシートを作成
- ・食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成25年8月実施）の結果を報告
- ・食品安全関係情報（2月7日～2月21日収集分・2月22日～3月7日収集分）
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年2月分）

2. 専門調査会の運営

調査会名	開催回数	調査審議案件	
企画等	1回	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定 リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置 平成26年度食品安全委員会運営計画 平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成26年度緊急時対応訓練計画 	
添加物	3回	<ul style="list-style-type: none"> 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素） 2, 3-ジエチルピラジン 	
農薬	幹事会	3回	<ul style="list-style-type: none"> イマザピル カスガマイシン ホサロン ジフルベンズロン シアゾファミド プロピコナゾール ベンジルアデニン マラチオン キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル チアベンダゾール ジフルフェニカン ピラゾスルフロンエチル フルミオキサジン エチプロール ピリミカーブ
	第一部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> プロピコナゾール ダゾメット ピラゾスルフロンエチル セトキシジム
	第二部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> マラチオン スルホキサフロル アシュラム
	第三部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> フルミオキサジン DBEDC ジクロベニル
	第四部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> フルアジホップ
動物用医薬品	2回	<ul style="list-style-type: none"> モキシデクチン ルフェヌロン フルメトリン クロルプロマジン ダイアジノン 	
器具・容器包装	2回	<ul style="list-style-type: none"> フタル酸ジブチル (DBP) フタル酸ベンジルブチル (BBP) 	
化学物質・汚染物質 (化学物質部会)	2回	<ul style="list-style-type: none"> 加熱時に生じるアクリルアミド 	

プリオン	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価 ・ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価
かび毒・自然毒等	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・二枚貝における下痢性貝毒
遺伝子組換え食品等	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ68416系統（食品・飼料） ・ATC1562株を利用して生産された25-ヒドロキシコレカルシフェロール ・<i>Bacillus subtilis</i> BPN01株を利用して生産されたプロテアーゼ ・pSSA株を利用して生産されたペプチダーゼ、pXP0株を利用して生産されたペプチダーゼ ・ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統（食品・飼料） ・アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SP S-00E12-8）（食品・飼料）
新開発食品	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート ・素肌ウォーター
肥料・飼料等 （薬剤耐性菌WGを除く。）	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・カルシフェロール ・25-ヒドロキシコレカルシフェロール ・ラサロシド
薬剤耐性菌WG （微生物・ウイルス/ 肥料・飼料等合同）	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ザクトラン）の承認に係る薬剤耐性菌

3. 意見交換会の開催等

(1) 食品を科学する—リスクアナリシス（分析）講座—

第6回(1月29日(水))「食品のリスクマネジメント@キッチン」(石井委員)

(2) 意見交換会等（全11回、うち委員2回）

開催日	開催地	意見交換会名	共催団体
1/15	高知県	食品安全委員会 in 高知 地域のオピニオンリーダーとの意見交換会 ～食品のリスクと食生活～ ※山添委員	高知県 高知市
1/23	北海道	食品安全委員会 in 北海道 地域の指導者を対象としたフォーラム ～遺伝子組換え食品を知ろう～	北海道
1/23	滋賀県	食品安全委員会 in 滋賀 地域のオピニオンリーダーとの意見交換会～食中毒～ ※熊谷委員長	滋賀県
1/28	愛知県	食品安全委員会 in 愛知県 ～地域の指導者を対象としたフォーラム～食品添加物について	愛知県
1/31	熊本県	食品安全委員会 in 熊本県 食品のリスクを考えるフォーラム～食品添加物を知ろう！～	熊本県 熊本県消費者団体 連絡協議会
2/13	愛知県	食品安全委員会 in 豊田市 地域の指導者を対象としたフォーラム～食の安全・安心を考えるフォーラム～	豊田市
2/18	福井県	食品安全委員会 in 福井県 食品のリスクを考えるフォーラム～食品添加物について考えよう！～	福井県 福井県消費者グル ープ連絡協議会
2/27	兵庫県	食品安全委員会 in 神戸市 地域の指導者を対象としたフォーラム～食中毒について学ぼう～	神戸市
3/7	愛知県	食品安全委員会 in 豊橋市 地域の指導者を対象としたフォーラム ～もっと知りたい！食品添加物のこと～	豊橋市
3/13	埼玉県	食品安全委員会 in さいたま市 食品のリスクを考えるフォーラム ～知ろう、防ごう、食中毒！～	さいたま市 さいたま市食生活 改善推進員協議会
3/18	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質に関する現状と今後の取り組み～	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

(3) 講師派遣 (全9回、うち委員1回)

開催日	開催地	講演会名	依頼元
1/10	神奈川県	日本マイコトキシン学会第74回学術講演会	日本マイコトキシン学会
1/14	兵庫県	食品のリスクを考えるワークショップ～食品添加物の安全性～	兵庫県
1/17	滋賀県	平成25年度大津市食品の安全・安心シンポジウム	大津市保健所
1/21	高知県	高知市ジュニア食品安全ゼミナール	高知市保健所
1/30	山口県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ	山口県
2/4	埼玉県	平成25年度埼玉県環境科学国際センター講演会 ※佐藤委員	埼玉県環境科学国際センター
2/13	東京都	平成25年度食品衛生監視員研修 (中級)	東京都健康安全研究センター
2/19	埼玉県	脇田町公民館生活講演会	川越市脇田町公民館
3/7	京都府	平成25年度管内地域センター総括管理官(消費・安全)等会議	近畿農政局

(4) その他

- ・ソーシャルメディア (食品安全委員会Facebook) を活用した情報発信の開始